

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
土曜日の翌日)

## ◇ 条 例

### 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 条 例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに

に公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第三十九号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号及び第七号中「四万七千円」を「五万五千円」に改める。

第五条第二号中「四万七千円」を「五万五千円」に、「八万千円」を「九万五千円」に改める。

第十九条第三項中「八万千円」を「九万五千円」に、「四万七千円」を「五万五千円」に改める。

第二十一条第二項の表中「八万千円」を「九万五千円」に、「十一万千円」を「十二万六千円」に、「四万七千円」を「五万五千円」に改める。

附則第四項中「八万千円」を「九万五千円」に改める。  
附則第五項中「四万七千円」を「五万五千円」に改める。  
附則第八項を次のように改める。

8 当分の間、第十九条第三項中「九万五千円」とあるのは「十一万千円」と、「五万五千円」とあるのは「六万九千円」とし、第二十一条第二項の表中「九万五千円」とあるのは「十一万千円」と、「五万五千円」とあるのは「六万九千円」とする。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十九条第三項、第二十一条第二項及び附則第八項の改正規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の公布の日（以下「施行日」という。）前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第五条第二号に規定する収入の基準については、改正後の条例第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。条例第四条に規定する事由がある場合において、施行日前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。
- 3 条例第十九条、第十九条の二及び第二十一条の規定の適用に関する県営住宅の入居者の収入の計算に係る条例第二条第八号の規定の適用については、昭和五十四年十一月二十四日から昭和五十五年三月三十一日までの間は、同号中「公営住宅法施行令」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第二百八十三号）による改正前の公営住宅法施行令」とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県条例第四十号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「十七万円」を「十八万五千元」に改め、同項第二号中「三万五千元」を「三万六千五百円」に改める。

第八条第三項中「九千元」を「一万円」に、「二千七百元」を「三千元」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第九条の四第一項第一号中「六千元」を「七千元」に改め、同条第二項第一号中「一万三千五百円」を「一万四千五百円」に、「六千元」を「七千元」に、「五千元」を「五千五百円」に改める。

第十条第二項第一号及び第三号中「二千元」を「二千五百円」に改める。別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	270,000	208,700				107,900	93,200	
2	281,600	217,500	185,600	157,100	131,500	113,400	97,500	76,600
3	293,200	226,300	192,800	163,700	137,400	118,900	102,400	78,900
4	304,800	235,400	200,100	170,500	143,300	124,500	107,800	81,400
5	316,500	244,500	207,400	177,300	149,600	130,200	112,800	83,900
6	328,200	253,800	215,000	184,200	155,900	135,700	117,100	86,800
7	339,900	263,100	222,600	191,100	162,200	141,100	121,300	90,000
8	351,600	272,100	230,200	198,200	168,500	146,500	125,400	93,200
9	363,300	281,100	237,800	205,400	174,600	151,300	129,200	96,100
10	374,900	290,000	245,500	212,700	180,700	156,000	132,800	98,900
11	388,400	298,800	253,200	220,000	186,800	160,500	136,200	101,700
12	389,500	307,300	260,800	227,300	192,900	165,000	139,600	104,300
13	395,600	315,100	268,400	234,400	198,900	169,500	142,900	106,700
14	401,200	321,200	275,800	241,500	204,800	173,600	145,600	108,900
15	406,000	327,300	283,100	248,200	210,500	177,600	148,300	111,100
16		331,600	288,900	254,800	215,700	181,500	150,900	113,200
17			294,600	260,000	220,700	185,100	153,400	114,800
18			298,500	265,000	224,400	188,200	155,800	
19			302,300	268,600	227,700	191,200	157,800	
20			306,100	272,200	230,800	193,500		
21				275,800	233,300	195,800		
22				279,400	235,700	198,000		
23					238,100	200,200		
24					240,500			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	—	—	—	107,700	95,700	—
2	220,200	205,200	177,100	138,000	113,600	99,300	88,500
3	227,800	212,700	183,700	144,200	119,700	103,000	91,900
4	235,400	220,200	190,300	150,500	125,900	107,400	95,500
5	243,400	227,800	197,700	156,900	131,900	113,100	99,100
6	251,300	235,400	205,200	163,400	137,600	119,000	102,800
7	259,200	243,100	212,700	170,000	143,200	124,900	107,100
8	267,100	251,000	220,200	176,500	148,800	130,500	112,500
9	275,000	258,900	227,700	183,000	154,500	135,800	118,200
10	282,800	266,800	235,300	189,500	160,200	141,100	123,900
11	290,600	274,700	242,900	196,000	165,800	146,500	129,400
12	298,300	282,500	250,500	202,500	171,400	151,900	134,600
13	306,000	290,300	258,000	208,900	177,100	157,400	139,800
14	313,600	298,000	265,500	215,300	182,700	162,900	145,100
15	321,200	305,500	272,900	221,600	188,300	168,400	150,500
16	328,400	312,100	280,000	227,600	193,900	173,700	155,900
17	335,500	317,900	285,200	233,500	199,600	178,900	161,100
18	339,600	321,800	290,400	239,400	205,400	184,100	166,300
19	343,700	325,600	295,200	245,200	211,300	189,300	171,300
20		329,400	298,800	250,600	217,200	194,500	176,100
21			302,400	255,500	223,100	199,800	180,900
22			306,000	260,400	229,000	205,100	185,800
23			309,600	265,200	234,800	210,400	190,700
24				269,800	240,200	215,700	195,600
25				272,800	245,100	221,000	200,500
26				275,800	250,000	226,300	205,400
27				278,800	254,800	231,100	210,300
28				281,800	259,400	235,900	215,000
29				284,800	262,400	240,300	219,700
30					265,400	244,600	223,600
31					268,400	248,800	227,400
32					271,300	251,500	231,200
33					274,200	254,200	235,000
34							237,600

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

## イ 教育職給料表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	263,200	—	99,000	—
2	270,700	192,700	103,600	83,400
3	278,400	199,900	109,300	86,500
4	286,100	207,100	115,000	89,800
5	293,800	214,300	120,700	93,400
6	301,600	221,600	126,500	97,600
7	309,400	228,900	132,300	102,100
8	317,400	236,200	138,100	107,200
9	325,400	243,600	143,900	112,500
10	333,300	251,000	149,700	118,000
11	340,700	258,400	155,500	123,500
12	348,100	265,800	161,700	129,000
13	355,200	273,100	168,400	134,500
14	362,200	280,400	175,400	139,900
15	366,800	287,600	182,400	145,400
16		294,800	189,400	150,900
17		301,900	196,400	156,300
18		308,900	203,400	161,700
19		315,800	210,400	167,100
20		322,600	217,500	172,000
21		329,100	224,600	176,700
22		335,600	231,700	181,400
23		341,900	238,700	186,000
24		348,200	245,700	190,500
25		352,400	252,600	195,000
26			259,000	199,500
27			265,200	203,800
28			271,300	208,000
29			277,400	211,900
30			283,500	215,500
31			288,600	218,600
32			293,500	221,700
33			298,100	224,700
34			302,300	227,500
35			306,400	229,700
36			310,400	
37			313,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 教育職給料表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	260,700	—	89,800	—
2	267,500	163,900	94,400	83,400
3	274,300	171,100	99,000	86,500
4	281,300	178,300	103,600	89,800
5	288,300	185,500	109,300	93,400
6	295,300	192,700	115,000	97,600
7	302,300	199,900	120,700	102,100
8	309,200	207,100	126,500	107,200
9	315,500	214,300	132,300	112,500
10	321,800	221,500	138,100	117,900
11	327,600	228,700	143,900	123,300
12	333,400	235,900	149,700	128,600
13	338,200	242,600	155,500	133,800
14	343,000	249,300	161,700	138,900
15	347,100	255,900	168,400	144,000
16		262,500	175,400	148,900
17		269,100	182,400	153,700
18		275,600	189,400	158,500
19		282,100	196,400	163,200
20		288,600	203,400	167,900
21		295,100	210,400	172,400
22		301,100	217,400	176,500
23		306,300	224,400	180,600
24		311,300	231,400	184,300
25		315,700	237,700	187,900
26		319,400	243,800	190,900
27		322,400	249,900	193,900
28		325,400	255,700	196,500
29		328,400	261,200	198,800
30			266,600	201,000
31			271,700	203,100
32			276,800	
33			281,500	
34			286,200	
35			290,400	
36			294,100	
37			297,800	
38			301,200	
39			303,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表(第三条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	—	96,700	84,100
2	—	—	101,500	87,200
3	—	—	107,500	91,000
4	216,300	154,900	113,600	94,800
5	225,000	162,400	119,700	98,800
6	234,200	169,900	125,800	104,100
7	243,400	177,500	132,000	109,600
8	252,600	185,100	138,100	115,100
9	262,500	192,700	144,500	120,900
10	272,500	200,200	150,900	126,700
11	282,500	207,600	157,300	132,500
12	292,500	214,800	163,600	138,300
13	302,500	222,000	169,800	144,000
14	312,500	228,600	175,800	149,700
15	322,400	235,100	181,800	155,000
16	332,300	241,300	187,600	159,700
17	342,200	246,800	193,300	164,300
18	352,100	251,800	198,900	168,800
19	362,000	256,800	204,400	173,300
20	371,700	261,800	209,900	177,700
21	380,000	266,800	215,400	182,100
22	386,000	271,800	220,900	186,200
23	391,800	276,600	226,300	189,600
24	396,800	281,400	230,700	193,000
25	401,800	285,700	235,100	195,700
26	406,000	290,000	238,300	198,200
27		293,500	241,500	
28			244,700	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五 医療職給料表(第三条関係)

## 1. 医療職給料表(-)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	273,600 <sup>円</sup>	209,400 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	125,300 <sup>円</sup>
2	282,800	218,600	182,600	132,800
3	291,900	227,800	191,500	140,300
4	301,000	237,000	200,400	147,800
5	310,100	246,200	209,400	156,500
6	319,000	255,400	218,500	165,200
7	327,900	264,500	227,600	173,900
8	336,500	273,600	236,700	182,600
9	345,100	282,800	245,800	191,300
10	353,600	291,900	254,900	199,900
11	362,100	301,000	263,900	208,400
12	370,500	309,500	271,600	215,500
13	378,900	318,000	279,300	222,400
14	387,300	326,400	286,500	229,300
15	394,400	334,800	293,700	236,100
16	401,500	343,100	300,900	242,900
17	408,200	350,800	308,000	249,600
18	413,900	358,500	315,100	256,300
19	418,700	366,200	322,200	262,400
20	423,500	372,500	328,100	266,800
21		378,800	334,000	271,100
22		383,100	339,300	274,200
23		387,400	343,000	
24			346,700	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。



医療職給料表(二)

職務の等級	1 等級	特2等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	216,200	192,800	168,700	121,300	95,900	84,400	—
2	225,300	200,100	170,700	127,100	100,200	87,800	79,000
3	234,500	207,400	177,700	132,900	105,300	91,300	81,600
4	243,800	215,000	184,900	138,700	110,400	95,100	84,200
5	253,200	222,600	192,100	144,500	115,600	99,300	87,400
6	262,600	230,200	199,300	150,400	120,800	104,200	90,600
7	271,700	237,800	206,600	156,300	126,100	109,100	93,900
8	280,900	245,500	213,900	162,500	131,400	113,500	96,700
9	290,000	253,200	221,200	168,800	136,600	117,600	99,300
10	298,800	260,800	228,400	175,000	141,700	121,600	102,000
11	307,300	268,400	235,500	181,200	146,800	125,600	104,500
12	315,100	275,800	242,400	187,200	151,600	129,300	106,800
13	321,200	283,100	249,000	193,200	156,400	133,000	108,400
14	327,300	288,900	255,500	199,200	161,000	136,400	
15	333,400	294,600	260,900	205,200	165,600	139,800	
16	337,700	298,500	266,200	210,900	170,100	143,100	
17		302,300	271,000	216,500	174,300	145,800	
18			275,700	221,800	178,300	148,500	
19			279,300	225,700	182,200	151,000	
20			282,900	229,200	185,800	153,000	
21				232,500	188,800		
22				235,000	191,100		
23				237,500	193,400		
24				239,900	195,600		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	188,900 <sup>円</sup>	147,400 <sup>円</sup>	126,400 <sup>円</sup>	94,800 <sup>円</sup>	82,800 <sup>円</sup>
2	195,700	153,000	131,400	99,000	85,800
3	202,600	158,700	136,500	103,500	88,800
4	209,500	164,500	141,700	108,100	91,800
5	216,700	170,500	147,000	112,700	94,800
6	224,000	176,500	152,300	117,200	99,000
7	231,400	182,500	157,600	121,700	103,400
8	238,800	188,500	162,900	126,200	108,000
9	246,200	194,500	168,100	130,700	112,600
10	253,700	200,500	173,400	135,200	116,900
11	261,200	206,500	178,700	139,600	121,200
12	268,700	212,500	184,100	144,100	125,500
13	276,000	218,400	189,500	148,600	129,700
14	283,200	224,300	194,800	152,900	133,700
15	290,400	230,200	200,100	157,300	137,700
16	296,900	236,100	205,400	161,700	141,900
17	303,400	242,000	210,700	166,100	146,000
18	309,400	247,800	216,000	170,400	150,000
19	315,200	253,500	221,300	174,600	153,900
20	319,000	259,200	226,300	178,800	157,800
21	322,700	264,300	231,300	183,000	161,700
22	326,400	268,300	236,200	187,200	165,500
23		272,300	240,100	191,400	168,900
24		276,300	244,000	195,600	172,100
25		279,500	247,700	199,800	175,300
26		282,700	250,700	203,900	178,300
27		285,400	253,700	207,800	181,200
28			256,200	211,700	184,100
29				215,300	186,300
30				217,700	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

## (切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

## (切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことが

できる。

## (旧号給等の基礎)

- 6 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

## (住居手当に関する経過措置)

- 7 切替期間において、改正前の条例第九条の四の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の四の規定による住居手当を支給されなかったこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の四の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続きの期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の四の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員はこの条例の施行の日から昭和五十五年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

## (給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定

に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
 (人事委員会への委任)  
 9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の特種勤務手当に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県条例第四十一号**

職員の特種勤務手当に關する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に關する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「四百五十円」を「五百四十円」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特種勤務手当に關する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の特種勤務手当に關する条例の規定に基づいて支給された特種勤務手当は、改正後の条例の規定による特種勤務手当の内払とみなす。

警察職員の特種勤務手当に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県条例第四十二号**

警察職員の特種勤務手当に關する条例の一部を改正する条例

警察職員の特種勤務手当に關する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 航空機とう乗作業

第三条第二項中「、第十四号、第十五号及び第十六号」を「及び第十四号から第十七号まで」に改める。

第四条第六号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 前条第一項第十六号に掲げる作業 勤務一時間につき千五百円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に  
関する条例の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）  
の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一 (第二条関係)

## 現業職給料表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	107,900	76,600	—
2	185,600	113,400	78,900	71,000
3	192,800	118,900	81,400	73,000
4	200,100	124,500	83,900	75,100
5	207,400	130,200	86,800	76,600
6	215,000	135,700	90,000	78,900
7	222,600	141,100	93,200	81,400
8	230,200	146,500	97,500	83,900
9	237,800	151,300	102,400	86,800
10	245,500	162,200	107,800	90,000
11	253,200	168,500	112,800	93,200
12	260,800	174,600	117,100	96,100
13	268,400	180,700	121,300	102,400
14	275,800	191,100	125,400	107,800
15	283,100	198,200	135,700	112,800
16	288,900	205,400	141,100	117,100
17	294,600	212,700	146,500	121,300
18	298,500	220,000	151,300	125,400
19	302,300	227,300	156,000	135,700
20	306,100	234,400	168,500	141,100
21		241,500	174,600	146,500
22		248,200	180,700	151,300
23		254,800	186,800	156,000
24		260,000	192,900	160,500
25		265,000	198,900	165,000
26		268,600	204,800	169,500
27		272,200	210,500	173,600
28		275,800	215,700	177,600
29		279,400	220,700	181,500
30			224,400	185,100
31			227,700	188,200
32			230,800	191,200
33			233,300	193,500
34			235,700	195,800
35			238,100	198,000
36			240,500	200,200

別表第三の表中「七六、六〇〇円」を「七八、九〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。  
（最高号給を超える給料月額の内払等）
- 3 昭和五十四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。  
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。  
（給与の内払）
- 5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える職員の切替表

職務の 等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給 料 月 額	300,400	309,900	274,400	283,000	235,200	242,900	186,300	202,400
	304,200	313,700	278,000	286,600	237,600	245,300	188,500	204,600
	308,000	317,500	281,600	290,200	240,000	247,700	200,700	206,800
	311,800	321,300	285,200	293,800	242,400	250,100	202,900	209,000
	315,600	325,100	288,800	297,400	244,800	252,500	205,100	211,200
額	319,400	328,900	292,400	301,000	247,200	254,900	207,300	213,400
	323,200	332,700	296,000	304,600	249,600	257,300	209,500	215,600
	327,000	336,500	299,600	308,200	252,000	259,700	211,700	217,800

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。



## 別表第一 (第二条関係)

## 現 業 職 給 料 表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	107,900	76,600	—
2	185,600	113,400	78,900	71,000
3	192,800	118,900	81,400	73,000
4	200,100	124,500	83,900	75,100
5	207,400	130,200	86,800	76,600
6	215,000	135,700	90,000	78,900
7	222,600	141,100	93,200	81,400
8	230,200	146,500	97,500	83,900
9	237,800	151,300	102,400	86,800
10	245,500	162,200	107,800	90,000
11	253,200	168,500	112,800	93,200
12	260,800	174,600	117,100	96,100
13	268,400	180,700	121,300	102,400
14	275,800	191,100	125,400	107,800
15	283,100	198,200	135,700	112,800
16	288,900	205,400	141,100	117,100
17	294,600	212,700	146,500	121,300
18	298,500	220,000	151,300	125,400
19	302,300	227,300	156,000	135,700
20	306,100	234,400	168,500	141,100
21		241,500	174,600	146,500
22		248,200	180,700	151,300
23		254,800	186,800	156,000
24		260,000	192,900	160,500
25		265,000	198,900	165,000
26		268,600	204,800	169,500
27		272,200	210,500	173,600
28		275,800	215,700	177,600
29		279,400	220,700	181,500
30			224,400	185,100
31			227,700	188,200
32			230,800	191,200
33			233,300	193,500
34			235,700	195,800
35			238,100	198,000
36			240,500	200,200

別表第三の表中「七六、六〇〇円」を「七八、九〇〇円」に、「七〇、九〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。  
（最高号給を超える給料月額の切替え等）
- 3 昭和五十四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。  
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。  
（給与の内払）
- 5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払と

みなす。

(その他)

- 6 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える職員の内替表

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給 料	300,400 円	309,900 円	274,400 円	283,000 円	285,200 円	242,900 円	166,300 円	202,400 円
	804,200	818,700	278,000	286,600	237,600	245,300	198,500	204,600
	308,000	317,500	281,600	290,200	240,000	247,700	200,700	206,800
	311,800	321,300	285,200	293,800	242,400	250,100	202,900	209,000
	315,600	325,100	288,800	297,400	244,800	252,500	205,100	211,200
	319,400	328,900	292,400	301,000	247,200	254,900	207,300	213,400
	323,200	332,700	296,000	304,600	249,600	257,300	209,500	215,600
額	327,000	336,500	299,600	308,200	252,000	259,700	211,700	217,800